**土地の占用（河川法２４条）及び**

**河川区域内における行為（河川法２６条）の許可申請について**

（１）必要書類・添付図面等

　　１．許可申請書・・・・別記様式第八（甲）《規定の様式があります。》

　　２．様式（乙の２）・・・２６条の場合は様式（乙の４）《規定の様式があります。》

　　３．事業概要書もしくは工事理由書

　　　　※様式、形式は問わず、内容が明確に判るよう作成してください。

　　４．土地の権原に関する図書

　　５．位置図（縮尺1/2500程度のもの）

　　６．実測平面図（河川との位置関係が明確に判るもの）

　　７．実測縦横断面図（河川との位置関係が明確に判るもの）

※断面図に堤防形態により、地震時の崩壊角（28.8°）のラインまたは、

定規断面（１：2）のラインを記載してください。

　　８．給排水計画図（放流先についても図面に記載してください。）・その他電気、ガス等の計画図

　　９．丈量図（占用面積と計算根拠）

１０．工作物の設計図、構造図、立面図等（基礎構造含む）

　１１．工事実施方法記載図書（緊急時連絡体制表・工程表・安全対策・交通対策等）

１２．現状写真（河川との位置関係が明確に判るもの、写真撮影方向図含む）

　１３．その他申請内容により、安定計算書、ボーリングデータ等の資料および、

　　　　上記書類を補完する資料の提出を求める場合があります。

（注）・様式（乙の４）の工期の欄は、着手日から何日以内かを記載してください。

　　 ・各図面に河川区域線（赤色）、河川保全区域線（青色）を記載してください。

※出水期間（６月16日～10月15日）の河川区域内での行為は原則許可できません。

（２）提出方法

　　　申請書類を３部（正１部、副２部）作成し、市役所（区役所）の下記の窓口に提出してください。市役所（区役所）が控えとして１部を受領し、残りの２部に経由印の押印又は副申書を発行しますので、その2部（正1部、副１部）を当工営所に提出してください。

　　※一時占用及び26条のみの場合は経由不要です。提出は2部（正1部、副１部）とします。

【経由先】　　（令和７年４月１日現在）

　大阪市　　各区役所総務課

　　　　　　　　電話　（各区役所のホームページ等で確認してください。）

　大東市　　都市整備部開発指導課

　　　　　　　　電話　072-870-0478

　東大阪市　　建設局土木部河川課

　　　　　　　　電話　06-4309-3263

　八尾市　　都市整備部土木管財課

　　　　　　　　電話　072-924-8552

　寝屋川市　　上下水道局　下水道事業室

　　　　　　　　電話　072-825-2162

　門真市　　まちづくり部道路公園課道路水路管理G

　　　　　　　　電話　06-6902-6487

　守口市　　環境下水道部下水道課

　　　　　　　　電話　06-6992-1748

【提出先】

　大阪府寝屋川水系改修工営所

　　維持管理課　河川管理グループ

　　　ＴＥＬ 06-6962-7662

　　　ＦＡＸ 06-6969-6483

　　　HP　<https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/ne/index.html>

※提出いただいた個人情報を含む文書等は、許可以外の目的に使用することはありません。